

奈良中心市街地公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（案）

平成 23 年 8 月 22 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、奈良中心市街地公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 委員の報酬は別表とする

（費用弁償）

第 3 条 委員が協議会の職務を行うために奈良市以外の区域に出張する時又委員のうち学識経験者が協議会に出席する時は費用弁償として日当及び旅費を支給する。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する日当及び旅費の額は、奈良県の例による。

（その他）

第 4 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 23 年 8 月 22 日から施行する。

別表

区 分	報酬額
学識経験者の委員	10,930円
上記以外の委員	無報酬